

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける個人情報の適正な取扱い
のための措置に関する規程

16国研セ第3-118号
平成17年3月28日
4国研セ第22040120号
令和4年4月1日
5国研セ第23072601号
令和5年8月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取り扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人識別符号 法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (4) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (5) 仮名加工情報 法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
- (6) 匿名加工情報 法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。
- (7) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (8) 行政機関 法第2条第8項に規定する行政機関をいう。
- (9) 独立行政法人等 法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。
- (10) 個人データ 法第16条第3項に規定する個人データをいう。
- (11) 利用目的 法第17条第1項に規定する利用目的をいう。
- (12) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (13) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (14) 行政機関等匿名加工情報 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (15) 個人情報ファイル簿 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。
- (16) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (17) 本所 茨城県つくば市に所在するセンターをいう。
- (18) 拠点 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの組織に関する規程（13国研セ第4-25号。以下「組織規程」という。）第4条第2項に規定する熱帯・島嶼研究拠点をいう。
- (19) 役職員等 センターの役員、職員、再雇用職員、契約職員及びセンターの業務を行う者であって役員、職員、再雇用職員、契約職員以外の者（派遣労働者を含む。）をいう。
- (20) 情報システム 情報システム整備・利用規程（27国研セ第15102906号）第2条第1号に規定する情報システムをいう。

- (21) 情報システム管理担当者 情報システム整備・利用規程 (27 国研セ第 15102906 号)
第9条に規定する情報システム管理担当者をいう。

第2章 管理体制

(総括個人情報保護管理者)

第3条 センターに、総括個人情報保護管理者を1人置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者は、センターにおける次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報等の適正な取扱いに関する事務を総括すること。
- (2) 個人情報等の管理等に関する規程類の整備に関すること。
- (3) 個人情報等の適正な取扱いについての指導監督等に関すること。
- (4) 個人情報ファイルの整備及び管理に関すること。
- (5) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。

(個人情報保護管理者)

第4条 本所及び拠点に個人情報保護管理者を1人置き、本所にあつては庶務課長、拠点にあつては総務課長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、本所又は拠点における次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の把握に関すること。
- (2) 保有個人情報に係る台帳の作成に関すること。
- (3) 役職員等に対する個人情報等の適正な取扱いについての指導監督に関すること。
- (4) その他個人情報の適正な取扱いに関すること。

3 個人情報保護管理者は、個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者(国際農林水産業研究センター情報セキュリティポリシー (19 国研セ第 3-47 号。以下、情報セキュリティポリシーという。) II. 1. 1) (12)に規定する特定情報システム管理者)と連携して、その任に当たるものとする。

(個人情報保護管理担当者)

第5条 本所及び拠点に個人情報保護管理担当者を1人置き、本所にあつては庶務課課長補佐とし、拠点にあつては庶務係長とする。

2 個人情報保護管理担当者は、それぞれの個人情報保護管理者を補佐し、個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 センターに、監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(個人情報の適正な取扱いのための会議)

第7条 総括個人情報保護管理者は、個人情報等の適正な取扱いに係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を定期的に又は随時に開催するものとする。

第3章 教育研修

(教育研修)

- 第8条 総括個人情報保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する役職員等に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 総括個人情報保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員等に対し、個人情報等の適正な取扱いのために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者に対し、個人情報等の適正な取扱いのための教育研修を実施するものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、関係する役職員等に対し、個人情報等の適正な取扱いのために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 役職員等の責務

(役職員等の責務)

- 第9条 役職員等は、法の趣旨に則り、これらに関連する法令及び規程等の定め並びに総括情報保護管理者及び個人情報保護管理の指示に従い、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- 2 役職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。
- 3 役職員等は第11条、第13条第2項、第16条第1項及び第3項、第18条第1項、第19条において適用除外規定を適用する場合（当該個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるときなど）には総括個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

第5章 個人情報等の取扱い

第1節 個人情報等の利用等

(利用目的の特定)

- 第10条 役職員等は、個人情報を取り扱うにあたっては、法令の定める所掌事務を遂行する場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 役職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的位認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第11条 役職員等は、法第18条第3項各号に掲げる場合（当該個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるときなど）を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

- 第12条 役職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第13条 役職員等は、虚偽または不正な手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 役職員等は、法第20条第2項各号に掲げる場合（当該要配慮個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるときなど）を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第14条 役職員等は、法第21条第4項各号に掲げる場合を除くほか、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 役職員等は、法第21条第4項各号に掲げる場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 役職員等は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を併せて明示するものとする。

- (1) 個人情報の取扱いの担当者又はその代理人の氏名、職名、所属及び連絡先
- (2) 個人データの第三者提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類及び属性
- (3) 本人の同意に基づいて外国にある第三者（法第28条第1項に規定する外国にある第三者をいう。）への個人データの提供を行うことが予定される場合には、同条第2項に規定する本人に参考となるべき情報
- (4) 外国にある第三者が相当措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条で定める基準に適合する体制を整備している者であることを理由として個人データの提供を行うことが予定される場合には、同条第3項に規定する必要な措置に関する情報
- (5) 個人データの取り扱いを委託することが予定される場合にはその旨
- (6) 本人が個人情報を届け出ることの任意性及び当該情報を届け出ない場合に本人に生じる結果

- 4 役職員等は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(データ内容の正確性の確保等)

第15条 役職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 2 役職員等は、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第16条 役職員等は、法第27条第1項各号に掲げる場合（当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためにやむを得ないとき及び当該個人データを学術研究目的で提供

する必要があるときなど)を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、法第27条第5項各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

- 2 役職員等は、法第27条第5項第3号に規定する特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合において、同号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 3 役職員等は、法第28条第1項に規定する外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法第27条第1項各号に掲げる場合当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためにやむを得ないとき及び当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるときなど)を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。
- 4 役職員等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下施行規則）第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 5 役職員等は、前2項に基づき個人データを、外国にある第三者に提供した場合には、施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供等をする際の記録の作成等）

- 第17条 役職員等が個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護管理者は、施行規則第20条に定めるところにより第三者提供等に係る記を作成しなければならない。ただし、個人データの提供が法27条第1項各号又は第5項各号に該当する場合はこの限りではない。
- 2 前項の記録は、法27条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって前項の記録に代えることができる。
 - 3 法第27条第1項に基づく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録するものとする。
 - (1) 当該本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該個人データを提供した日付
 - (3) 当該第三者の名称及び住所並びに代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (5) 当該個人データの項目
 - 4 役職員等は、前3項の規定により作成した記録を、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法人文書管理規程第20条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第18条 役職員等が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護管理者は、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該提供が法27条第1項各号のいずれかに該当する場合当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためにやむを得ないとき及び当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるときなど)はこの限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

(2) 当該第三者による個人データの取得の経緯

2 センターが、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

(1) 前項第1号 個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

(2) 前項第2号 該当する場合、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

3 個人情報保護管理者は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる場合に応じて、記録を作成しなければならない。

(1) 法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者から法第27条第1項に基づき本人の同意を得て個人データの提供を受けた場合

イ 本人の同意を得ている旨

ロ 第三者の氏名又は名称

ハ 第三者の住所

ニ 第三者が法人である場合は、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

ホ 第三者による当該個人データの取得の経緯

ヘ 個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ト 個人データの項目

(2) 個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合

イ 第三者の氏名又は名称

ロ 第三者の住所

ハ 第三者が法人である場合は、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

ニ 第三者による当該個人データの取得の経緯

ホ 個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ヘ 個人データの項目

4 前項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。

5 センターは、第3項から前項までの規定により作成した記録を、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法人文書管理規程第20条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第19条 役職員等は、第三者が個人関連情報(法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)を個人データとして取得することが想定されるときは、法第27条第1項各号に掲げる場合(当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためにやむを得ないとき及び当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるときなど)を除くほか、法第31条第1項各号に掲げる事項について、あらかじめ施行規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(学術研究目的で行う個人情報の取扱い)

第20条 センターは、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

2 理事長は、第9条第3項に規定する総括個人情報保護管理者の承認の手続きのほか、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて必要な事項を別に定める。

第2節 個人情報等の安全管理措置

(安全管理措置)

第21条 総括個人情報保護管理者は、センターにおいて取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「情報漏えい等」という。)の防止その他の個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理者は、本所及び拠点における個人情報等の情報漏えい等の防止その他の個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第22条 個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等にアクセス(紙等に記録されたものであるか、電子計算機処理に係るものであるかを問わず個人情報等に接する行為をいう。以下同じ)する権限(以下「アクセス権限」という。)を有する役職員等の範囲と権限の内容を、当該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない役職員等は、個人情報等にアクセスしてはならない。

3 役職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第23条 個人情報保護管理者は、役職員等が業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員等は、個人情報保護管理者の指示に従ってこれを行うものとする。

(1) 個人情報等の複製

(2) 個人情報等の送信

(3) 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第24条 役職員等は、個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、必要な訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第25条 役職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行なわなければならない。

(廃棄等)

第26条 役職員等は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体（電子計算機及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

第3節 情報システムにおける安全の確保等

(情報セキュリティに関する他の規程との整合)

第27条 個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この節（第33条を除く。）及び次2節において同じ。）の安全確保等については、この節及び第4節並びに第5節に定める措置は、情報セキュリティポリシーに整合するように実施するものとする。

(安全確保等)

第28条 個人情報保護管理者は、個人情報等の漏えい等の防止その他の個人情報等の適切な管理のため、情報システム管理担当者の協力を得て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置
- (2) 前号の認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる場合におけるパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置
- (3) 個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
- (4) アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置
- (5) 個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置
- (6) 個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置
- (7) 個人情報等を取り扱う情報システムのうち外部からの不正アクセスを防止するためのフ

ファイアウォールの設定による経路制御等の措置

- (8) 不正プログラムによる個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のためのソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）
 - (9) 個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置
 - (10) 個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置
 - (11) 個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置
- 2 役職員等は、個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため、複製等を行う場合には、その対象を最小限に限るものとし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。この場合において、個人情報保護管理者は、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。
- 3 役職員等は、第1項第9号により講じられた暗号化のために必要な措置を踏まえ、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第29条 個人情報保護管理者は、個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書を保管、複製、廃棄等する場合には、外部に知られることがないように、情報システム管理担当者等の協力を得て、必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定等）

- 第30条 個人情報保護管理者は、情報システム管理担当者の協力を得て、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う情報システムを構築する電子計算機（以下「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、情報システム管理担当者及び庁舎等を管理する者の協力を得て、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の持ち出し等）

- 第31条 役職員等は、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、端末をその保管している施設の外部に持ち出してはならない。
- (1) 業務上、外部において当該業務を遂行する必要があると当該個人情報等を管理する個人情報保護管理者が認める場合
 - (2) その他個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要であると認める場合
- 2 役職員等は、センターが管理する端末以外の電子計算機を外部から持ち込み、個人情報の処理を行う情報システムに接続してはならない。

（未接続の端末）

第32条 情報システムに接続されていない電子計算機については、第28条及び前2条の規定に準じて取り扱うものとする。

(入力情報の照合等)

第33条 役職員等は、情報システム等で取り扱う個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認、既存の個人情報等との照合等を行うものとする。

(第三者の閲覧防止)

第34条 役職員等は、端末の使用に当たっては、個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 情報システム室等の安全管理

(情報システム室等の入退管理)

第35条 個人情報保護管理者は、個人情報等を取り扱う基幹的なサーバー等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）の安全管理のため、情報システム管理担当者等の協力を得て、情報システム室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、個人情報等を記録する媒体又は情報システム設計書等を保管する場所（以下「保管場所」という。）においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム管理担当者等の協力を得て、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 個人情報保護管理者は、情報システム室等及び保管場所の入退の管理について、必要があると認めるときは、情報システム管理担当者等の協力を得て、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第36条 個人情報保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム管理担当者等の協力を得て、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者は、災害等に備え、情報システム管理担当者等の協力を得て、情報システム室等に、耐震、防火、防煙及び防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバー等の機器の予備電源の確保、配線等の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第5節 業務の委託等

(業務の委託等)

第37条 個人情報保護管理者は、個人情報等の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により業務を委託する場合は、次に掲げる事項を契約書に明記するものとする。

- (1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務に関する事項
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 個人情報保護管理者は、委託先に対し、個人情報等の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理状況の検査に関する事項等を記載した書面を提出させ、確認するものとする。
 - 4 個人情報等が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を委託する場合は、第2項各号に掲げる事項のほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約するものとする。
 - 5 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
 - 6 委託先において、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項及び第3項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 7 個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。

第6節 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

- 第38条 個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員等は、直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 前項の規定により報告を受けた個人情報保護管理者は、当該事案が他の個人情報保護管理者が管理するものであるときは、直ちに当該個人情報保護管理者に報告するものとする。
 - 3 個人情報保護管理者は、発生した事案による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（役職員等に行わせることを含む。）ものとする。
 - 4 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に直ちに報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
 - 5 前項の規定により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、当該事案の内容等に応じて、その内容、経緯、被害状況等を理事長に直ちに報告するものとするとともに、農林水産省（農林水産技術会議事務局）に速やかに情報提供を行うものとする。
 - 6 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、当該事案の発生原因を分析

し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものであるときは、当該情報システムの情報システム管理担当者の協力を得て措置を講ずるものとする。

7 漏えい等が生じた場合であって法第26条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知（仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データに係るものを除く。）を要する場合には、第1項から前項までの規定と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

（公表等）

第39条 個人情報保護管理者は、前条の事案について、法第26条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、総括個人情報保護管理者の指示に従い、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報等の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。

第7節 個人情報ファイル簿の作成等

（台帳）

第40条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の漏洩等の防止その他適正な取り扱いのため、保有個人情報台帳を整備し、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の利用及び保管等の取り扱いについて記録する。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第41条 個人情報保護管理者は、新たに保有個人情報を取得したときは、保有個人情報台帳に記録するとともに、遅滞なく総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報のうち、個人情報ファイルに該当するものについては、法第75条第2項及び第3項に該当する場合を除き、遅滞なく個人情報ファイル簿を作成し、当該個人情報ファイルの利用及び保管等の取り扱い状況を記録するものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、前項により作成した個人情報ファイル簿を、一般の閲覧に供するため、センターに備えおくとともに、インターネット等情報通信の技術を利用して公表しなければならない。

第6章 仮名加工情報の取扱い

（仮名加工情報の作成等）

第42条 役職員等は、仮名加工情報（法第16条第5項で規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために、施行規則第31条で定める基準に従って、個人情報を加工しなければならない。

2 役職員等は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために、施行規則第32条で定める

基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 3 役職員等は、第11条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第10条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 役職員等は、個人情報である仮名加工情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。また、利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を公表しなければならない。
- 5 役職員等は、保有する仮名加工情報である個人データについて利用する必要がなくなったとき（利用目的が達成され当該目的との関係では当該仮名加工情報である個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となり当該事業の再開の見込みもない場合等をいう。）は、当該仮名加工情報である個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。また、保有する削除情報等について利用する必要がなくなったときは、当該削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 役職員等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。ただし、法第41条第6項の規定により読み替えて準用する法第27条第5項各号のいずれかに該当する場合については、仮名加工情報である個人データの提供先は個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、提供主体の個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとして、仮名加工情報である個人データを提供することができるものとする。
- 7 役職員等は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役職員等は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、電話をかけ、郵便若しくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を行ってはならない。
- 9 仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第10条第2項の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第43条 役職員等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を第三者に提供してはならない。ただし、法第42条第2項の規定により読み替えて準用する法第27条第5項各号のいずれかに該当して仮名加工情報の提供を受ける者は、提供主体の仮名加工情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとして、仮名加工情報を提供することができるものとする。

第7章 行政機関等匿名加工情報の取扱い

(行政機関等匿名加工情報の作成)

第44条 役職員等は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成する場合には、法第5章第5節の規定に従わなければならない。

- 2 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報をも復元することができないようにするために、施行規則第62条で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない。
- 3 センターは、行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託することができる。

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第45条 役職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合（法第5章第5節の規定に従う場合を含む。）
- (2) 利用目的のために保有個人情報を第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を用いて作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 2 役職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。第47条第2項において同じ。）のうち、保有個人情報に該当するものを自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 役職員等は、作成した行政機関等匿名加工情報について、これを提供する前に、適正に加工されていることを確認しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第46条 役職員等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた個人情報保護管理者は、当該報告に係る作成された行政機関等匿名加工情報について、作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルが掲載されている個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の概要として施行規則第63条で定める事項
 - (2) 法第118条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
 - (3) 法第118条第1項の提案をすることができる期間

(識別行為の禁止等)

第47条 役職員等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 役職員等は、行政機関等匿名加工情報、削除情報及び第44条第2項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「行政機関等匿名加工情報等」という。）については、漏えいを防止するために必要なものとして施行規則第65条で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第48条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する役職員等又は役職員等であった者

(2) センターから行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた業務に従事している者又は従事していた者

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第49条 個人情報保護管理者は、センターが保有している個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当し提案の募集対象になると認めるときは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

(1) 提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 提案を受ける組織の名称(課、室、研究領域等までの名称)及び所在地

2 個人情報保護管理者は、法第60条第3項各号への該当性を適切に判断した上で、提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定しなければならない。

(提案の募集及び提案)

第50条 理事長は、施行規則第53条で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行うものとする。

2 前項の提案の募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者(法第113条各号のいずれかに該当する者を除く。次項において同じ。)は、施行規則第54条の定めるところにより、法第112条第2項各号に掲げる事項を記載した書面(同条第3項及び同規則第54条で定める書類を添付したもの)をセンターに提出し、当該事業に関する提案をすることができる。

3 個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、施行規則第64条の規定により準用する同規則第54条の定めるところにより、法第118条第2項の規定により準用する法第112条第2項各号に掲げる事項を記載した書面(法第118条第2項の規定により準用する法第112条第3項及び同規則第64条の規定により準用する同規則第54条で定める書類を添付したもの)をセンターに対し、当該事業に関する提案をすることができる。

(提案の審査及び審査結果の通知)

第51条 理事長は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受け付けた場合は、法第114条第1項各号に掲げる審査基準への適否を審査し、その結果を当該提案した者(以下「提案者」という。)に通知するものとする。なお、当該審査及び通知については、行政手続法(平成5年法律第88号)第7条の規定の趣旨も踏まえて、速やかに行わなければならない。

(契約の締結及び行政機関等匿名加工情報の作成)

第52条 前条に規定する審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者は、施行規則第61条で定めるところにより、センターとの間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

2 センターは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約に基づき、施行規則第62条で定める基準に従って、行政機関等匿名加工情報を作成しなければならない。

(手数料の額)

第53条 センターは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を徴収するものとする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合にあっては、当該委託を受けた者に対して支払う額

(契約の解除)

第54条 センターは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、法第120条各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(個人情報保護委員会への報告)

第55条 センターは、行政機関等匿名加工情報の提供に関して、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が、法第120条各号のいずれかに該当すると認め、契約を解除しようとするとき及び解除したとき。

(2) 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が、法に対する違反その他契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合

(行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第56条 センターは、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 センターは、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号又は法第43条第1項の規定により行われた加工（個人情報取扱事業者による施行規則第34条で定める基準に従った個人情報の加工）の方法に関する情報を取得すること。

(2) 当該匿名加工情報を他の情報と照合すること。

3 センターは、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして施行規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、センターから匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が委託した業務を行う場合について準用する。

第8章 監査及び点検の実施

(監査及び点検)

第57条 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第6章まで及び

第58条に規定する措置の状況を含むセンターにおける個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、センターにおける個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 総括個人情報保護管理者は、第1項の監査又は前項の点検の結果を踏まえ、個人情報等の適切な管理のための措置について、実効性の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じ、又は個人情報保護管理者に対し、指導等を行うものとする。

第9章 雑則

（開示、訂正、利用停止、審査請求等）

第58条 保有個人情報の開示、訂正、利用停止及び審査請求並びに苦情処理等に関する事項は別に定める。

（その他）

第59条 この規程に定めるもののほか、センターにおける個人情報保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成17年3月28日 16国研セ第3－118号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 18国研セ第4－58号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 26国研セ第15033013号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月30日 27国研セ第15102909号）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日 27国研セ第16032246号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月10日 2国研セ第20110601号）

この規程は、令和2年11月10日から施行する。

附 則（令和4年4月1日 4国研セ第22040120号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する

附 則（令和5年8月1日 5国研セ第23072601号）

この規程は、令和5年8月1日から施行する。